

宮城県環境影響評価マニュアル検討部会 議事録

日時:平成22年10月29日(金)

午後2時から3時30分まで

場所:県庁行政庁舎 第二会議室

1 開 会 【丸子環境対策課技術副参事兼技術補佐(総括担当)](略)

2 あいさつ 【氏家環境対策課長](略)

3 宮城県環境影響評価マニュアル検討部会長の選出
菊地会長を部会長に選出し, 進行を行った。

4 審議事項

宮城県環境影響評価マニュアル(人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野)の改訂について

イ 事務局説明 【小野主任主査】及び【復建技術コンサルタント(株)橋本氏】
・配付資料で改訂点を説明(略)

ロ 質疑応答

【菊地会長】

組み換えなんかは, これまでの去年, 一昨年のマニュアル改訂と同じように全部組み換えをしたんですか?

【事務局】

平成20年の「動物・植物・生態系」そういう組み換えを行っています。

【菊地会長】

それでは, まだまだ組み換えは続くわけですね。

【事務局】

いいえ, 項目の組み換えは, この3つで終わりになります。

【菊地会長】

あとは, 最初の方にあるスコーピンの説明は, 昨年やっているものと, 大体内容は同じですか?

【事務局】

はい，全く同じです。

【菊地会長】

p 4 , p 5 にあるようなものは，昨年マニュアル改訂と内容的には同じですか？

【事務局】

同じです。

【菊地会長】

あと，今回新しく入れたものとしては，景観に対するコラム等が追加されたことが大きな変更ということですね。

【事務局】

そうです。はい。

【菊地会長】

大体，以上ような内容で説明いただきましたが，これについて細かいところは，じっくり読んで後で回答いただくことになると思いますが，今の段階の説明について，質問とか御意見とかありますでしょうか？

去年，一昨年と改訂されたマニュアルは実際に運用した案件はありますか？

【事務局】

まだ，ありません。

【菊地会長】

そうすると使い勝手というのは，出ていないんですか？

【事務局】

新仙台火力の準備書があったんですが，今回提出された図書がマニュアルを使用して作成したかどうかは確認できていません。マニュアル改訂する以前から作成の準備をしていたと思います。

【松山委員】

各県でこういうマニュアルを作ってるというのは，宮城県くらいなんですか？

【事務局】

仙台市はありますけども、他県は技術指針で止まっております、あまり細かいマニュアルはないと思います。

【松山委員】

アセスメントの手引書にみたいなものは、あまりないということですか？すごいですね。何かあれば、比較しようかなと思って。事業者の担当者として、何をするのかというのを手順の流れで再構成するということにやりやすいですね。より使いやすいマニュアルかなと思いました。

【菊地会長】

早く、効果の方を期待します。せっかく改訂したんですからね。
良くなったということが紹介される

【松山委員】

あまり案件が上がってこないですよ。しかし県として教育的指導は、ヒアリングしたり、これに則ってこうした方がいいよという指導はなさってるんですよ。進捗度合いはわかりませんが。

対象面積を県の環境基準に照らし合わせて事業者が持ってきた時、具体的に指導するような内容など、そのような案件はいま上がってきてるんですか？ということを知りたい。

【事務局】

アセス案件としては、来ていません。小さい開発がらみでマニュアル的なものはありませんかということで、本県のマニュアルを紹介していることはあります。

10数年前の初期のアセスの調書というのは、非常に行政側が審査しづらく、何を書いているのか分からない。意図が分からない。書き方も堅かったり、言い回しが悪かったり、構成が前に行ったり後ろに戻ったりというのがありました。そういう状況がありまして技術指針に則ったマニュアルを作ろうということになりました。業界団体の方の御協力がありまして、業界団体の専門委員会の中でいろいろと練っていただいて作っているというのも、一つは業界団体として教育といいますか技術を磨くことになっているのかなと感じています。我々審査する側としてもこういうもので示しておいて、これに則たもので来ていただければ、我々の審査というのは非常にしやすいし、何処が駄目で何処が良いのかというのが一目でわかりますので、審査の期間を効率化できるということがあります。マニュアルというのは、実際に何処まで使われるのかというのは、なかなか難しい、実際(のアセス手続き)に上がってきた例で見ますと業界団体も非常に勉強なさってますし、進んでいると思います。しかしが審査するにあたっては、き

ちんと審査と向き合ってやれる状況になってきていると感じられ、それに少しは役立っているんじゃないのかなと思います。それと一つ付け加えさせていただきますと地球温暖化で地域のLCA(ライフサイクルアセスメント)というのは、国の新エネルギー産業技術総合開発機構というところで、地域のLCAというのをどうやってライフサイクルアセスメントをやっているのかというをいろいろ苦労されてまして、1冊、つい最近の教科書みたいな形で出たと思うんですけど、そこには本県のいままで作った環境影響評価マニュアルを送らせていただいて、「参考になりました。」という報告をいただいております。

【松山委員】

はい。

【菊地会長】

具体的にこれ(マニュアル改訂版)を使った案件が出ていないので、このマニュアルで十分なのか、何か弱いところがあるのか、なかなかまだ見えてきてませんが、何かあるわけですよ。例えば、具体的なサンプルなんか散りばめていますが、これでいいのか。もっとこういうものが欲しいとか、何かそういうことを考えなければいけないと思うんですね。

【山本委員】

構成を変えたのは、有り難い、良いことだと思うんですけど、環境負荷分野では、調査を行わないとか、あるいは因果関係なんか有無に関しては原単位を使用してはならないとか、そういうような文言が出てきてるんですが、基本的には限定的な評価にしようという、方向なんですか？

2番目はですね。このタイミングでの改訂(国会でもいろいろ審議されている、法案がある時期)いいのか。県の判断理由を教えてください。

【菊地会長】

改訂をした途端に国の方が変わってしまったということですか？

【山本委員】

そうことですね。ちょっとタイミング的には、どういうお考えなんだろうということです。

【事務局】

国の考えとの整合性ということに1点お答えしたいと思います。いま先生(山本委員)が言われているのは、戦略アセスの件ではないかと思います。戦略アセスにつきましては、県の条例をどういうふうにするかということについて、そして具

体的に法律が変わったとしても、そこから施行令、施行規則もつと下りてきて通知、要綱とか、細かいことが出てこない、なかなか戦略アセスを取り入れたものが出てくるまでには、ちょっと時間が掛かるんじゃないかと考えております。宮城県ではどうするのかということなんですが、先ほど申し上げたように、技術指針の改訂を行ったときに、できるだけ具体例が出てきた段階で、一番初期の段階（これがスコーピング段階）で、審査をできるだけきちんとやりましょうということで宮城県ではまずその方針でやっていこう、国が戦略アセスを取り入れて、各県でも大部分が取り入れた状況がでてくるか、国が法律で決めてこういうふうにしなさいというような指針みたいなもの、または要綱みたいなものができた段階でもう一度考えていきたいと思っております。それが1年、2年になるのか不分明なので、まずできることから宮城県としては改訂して、取り入れていきましょうということで、今回の改訂をしたというのが実状です。

今回、加えたのは、技術指針ではそもそも廃棄物に対しては、その発生量を予測するという事になっているんです。発生量の調査はしないということになっているんです。それから地球温暖化ガスについてもですね。それでいままでマニュアルでは何も触れないで飛ばして、いきなり予測から始まってたんですが、親切に「調査行わない」とここに書き加えただけです。

【山本委員】

この場合の調査っていうのは、どういう中身なんですか

【事務局】

例えば、地域の概要として温室化効果ガスだとすると、調べようがないですよ。地域周辺のCO2の量は、幾らかというような意味ですね。そもそも大き過ぎる話なので、(温室効果ガスについて)自分が出す予測から始めなさいと技術指針ではなってます。

【山本委員】

例えば、火力発電所のリブレース計画なんかですと、自分たちが出すものだけの予測をしなさいと言っても、現にいままで出していたものが当然あるわけです。それが変わることによってどうなるか、比較できるものについては、調査があっても良いのではないのでしょうか。こういう文言では、非常に限定的に取られる可能性があり問題ではないかと思えます。

【事務局】

そうですね。火力発電なんかいままで出してたものから、今度新しく少なくするんですと、いうなら調査の範囲に入りますね。

【山本委員】

それで、こういうふうに限定的な文言があると、リプレースの場合でもそれじゃ自分たちも一切現況調査がいらぬのかと受け止められる可能性もある。もう一つ、先ほど言いました因果関係が重要で「因果関係が薄い原単位は使用してならない。」というのは(p63, たまたま違ってたのがp63, ほかのところにも出てたと思うんですけど), 考え方としてかなり大切なこと, かなり重要なポイントです。ここは取りようによっては直接的な因果関係じゃなかったら, もうなにもやらなくていいのかと受け止められる。因果関係というのは, かなり難しい。薄いとかいう使い方は, ほかのところでも使われてるからお使いになったかもしれないですが, これある意味で曖昧(あいまい)な表現ですね。どういう意図なのかお聞きしたい。

【菊地会長】

これは因果関係が明瞭(めいりょう)なデータだけ使いなさいという提言ですね。

【事務局】

そうです。そういうことです。

【山本委員】

むやみに因果関係の薄い原単位を使用してはならないとか書いてあるんですよ。それは低く見積もるために, とんでもない論拠を持ち出してというケースも当然ありますし, 逆にもっと高く見積もらなきゃならない時にも, (因果関係は薄いからとして)適用されない可能性がある。この文言はどういうふうに解釈すればいいのでしょうかね。

【事務局】

説明するときは, 因果関係が論理的でなければだめですよ。とんでもないものを持ってきて関係があるといわれても困る訳ですから, その中間の場合も当然あると思うんですけど……。

【山本委員】

その使用してはならないの意図が, 故意にリスクなどの発生を低く見積もるのに利用されちゃったらいけないという意図での文章かもしれませんが, 逆の意図にも使われるので, そういう意味では因果関係の有無について, 論拠として引用文献をはっきり書いてもらうなどする必要があると思います。また, アセスは予防的な意味合いを持っているので, リスクのおそれのあるときは因果関係が明瞭でない場合でも考慮しなくてはいけないことがあると思います。

【事務局】

実際の省エネルギー診断とかするにしても、因果関係が薄いというのはまずありあえないかなというのがあります、ここに書きました。たしかに逆に現況を操作しようとして操作可能なのは重々読み取れるんですが、そこまではないんですがここで釘を刺しておくことが必要なのかなと思いました。やたら滅多(めった)に因果関係がない、論理的じゃない原単位を使うべからずということを書いた。むしろ載せない方が良く感じませんか。

【山本委員】

因果関係云々(うんぬん)ってということにはある意味常識的な考えですが、ここに載せたということでプラスの効果とマイナスの効果、両方が予測される。それを危惧(きぐ)したということです。それから、別の字句に関してですが、このp63下から4行目の「先進的は・・・」は「先進的な・・・」ではないでしょうか。

【事務局】

はい。すみません。

【平吹委員】

御指摘の箇所に言葉を足されたいかがでしょうか。「重要であり」(p63)というところ最後に。

【菊地会長】

「重要である。」で、止めちゃったらどうだろう。

【山本委員】

そうですね。その方がいいかもしれないですね。多分、変な操作をされては困ると危惧(きぐ)されて、文言を入れられたのだと思いますが、「重要だからきちんと認識するように」あるいは「重要な事を考慮して作成する」という様な意味合いの文言とした方がいいかもしれない。そうすると審議の際にも整理の仕方も含めて議論して、これはおかしいんじゃないのとか、これはあってもOKじゃないのとかいうのが、議論になる。何が因果関係になるのかならないのかという質問が申請者から出てくる可能性はあると思います。

【事務局】

御指摘のとおり、マニュアルを通して見てみましたが、宮城県のマニュアル、「してはならない。」というのはあまりなんですね。そういうふうにはなっていない、いま読んでちょっと異質かなと思いました。

先生の言われましたこととか皆さん委員の方から御意見をいただきまして、ち

よっと修正させていただきまして、また、お示ししたいと思います。また、この修正の案をこういうふうにしたらいいいじゃないかと御意見とか御助言があれば、後からでもいただければありがたいです。

【菊地会長】

その他ありませんか？

【山本委員】

先ほどの「(現況を)調査しない。」というのは、一部分を指摘しただけなんですけど、こういうマニュアルは、皆さんが割合常識的に、見てらっしゃるレベルよりも、一つ踏み込んだ予防策をして、一步進んだ形の考え方を入れるものだと思います。やっぱりマニュアルでは現況調査もケースに応じて「ちゃんとやらなきゃいけない。」などの内容を追加をすとか、でなければ文言を変えるとかして修正していただいた方がいいのではと思います。

【事務局】

はい、わかりました。

【菊地委員】

「原則として調査を行わない。」という否定的な文言ですね。

【山本委員】

そうですね。原則的ってやっぱり、なかなか取り外せないんですね。でも当然あっていいことがあるかなと。

【菊地会長】

調査が必要な場合も出てくるでしょうね。

【事務局】

火力発電の場合は、正にそうです。

【斎藤(洋)委員】

「必要な場合は」ってね。

【菊地会長】

わざわざ、「調査を行わない。」と強調することはない。

【事務局】

いままでなかったから，多分事業者は何もなかったから何もしなかったんだと思います。せっかく加えたので，そういう御要望も文言を加えるようにします。

【斎藤(洋)委員】

項目の話なんですけども，構成を変更したということが書いてあるんですけど，これは国とかこういうふうにしなさいじゃなくて県独自になさったということですか？

【事務局】

そうです。

【斎藤(洋)委員】

そうするとまだやっていないところが，見本というかあれにするかということも考えながら，改善の変更をした。その構成の変更をなさったのは，宮城県が最初ですか？

【事務局】

そうですね。いろんなマニュアルとか準備書とか見てますけども，みんな項目ごとに並んでますね。概要調査から始まって詳細調査みたいに並んでますね。

【斎藤(洋)委員】

将来的に3つの部門だとおっしゃいましたが，重なるところがいっぱいあるところが一括になるということ。これにも同じようなことが重なってあるんですけども，同じような構成になったら，同じになるのかなとちょっと疑問に思ったんです。それから6年前にいろいろお話ししたときに動物とかあるいは大気とか数量的に割とでるわけなんですけど色んな点で，あの時，色んな議論になったんだけど，環境とか人との触れ合いというのは，「目で見るとか「感じる」とか指標で出ないものがあるんです。今回，これがまとめられたときにより良い構成にすることに苦労されたんじゃないですかね。

【事務局】

最初にダブるというところは，随分ダブってるんですけど，使う人は，特に事業者は，動物・植物・生態系の方は絶対に大気・騒音の方を読まないですよ。同じ人が全部通して読むならですけど，読む人が違うんですよ。景観やっている人がそっちの方を読まないし，景観の方は景観しか読まないです。

【斎藤(洋)委員】

我々は、全部見るけど

【事務局】

それは、その人たち(実際に使う人たち)のためには入れおかないと、うるさくとも入れとかないとですね。

【斎藤(洋)委員】

はい、わかりました。

【菊地会長】

その方が実際に使う人たちが使いやすいものをという要望からこういう組み換えをしたわけですよ。

【事務局】

実際、我々(コンサルタント)が使っていても大変読みづらかったんですよ。スコーピングなら次はこっちへ飛んでみるというような。

【菊地会長】

行ったり来たりしながら、読んでたんですね。

【事務局】

そうです。行ったり来たりするのが嫌になってました。

【菊地会長】

これですと順番に作業していけば、その分を見ていけば完了するんですね。

【事務局】

そうです。スコーピングだけだとこれだけ見ればいいわけなんです。

【菊地会長】

非常に効果的なんですね。

【松山委員】

効果的な流れになって、重要なことはしょっちゅう出てくるんですね。

【事務局】

そうです。(重要なことは)くどいほど出てくるということです。

【菊地会長】

具体的な案件が出てきたときにマニュアルの良いところと悪いところが出てくるんじゃないかと思います。

【平吹委員】

これまでの発言と重複するかもしれないのですが、2点ほど伺いたいと思います。1つ目はスコーピングのことで、戦略アセスとも関連するのですが、何年か前の改訂でスコーピングについては、踏み込んだ書き方に変更したわけですが、p4, p5の記述は改訂後の「動物・植物・生態系」の文章をそのまま持ってきたものでしょうか。

【事務局】

そうです。

【平吹委員】

それはそれでよろしいかとも思うのですが、例えば (p4)のあたりで、「公害質」と「動物・植物・生態系」の事例を引き合いに出してスコーピングの大切さを訴えかけておられ、ここにも「景観」についての事例を盛り込んでいただくとか、あるいは来るべき戦略的アセスを意識した文言を書き込んでいただくというような工夫が欲しいように思います。

第2点として、これは全く私の個人的な考えに過ぎないかもしれませんが、「景観」という項目はそもそも「人と自然との触れ合い」という大きなカテゴリーの中に入っていますので、どうしても、緑化とか公園といった話題が主流になりますが、最近の流れとして「生態系」という項目と一緒にになって議論される機会が増えているように思います。例えば、里山の場合は、「モザイクな景観が重要だ」みたいな話が普通になっています。そういう意味でも、もう少し「動物・植物・生態系」との連関を目指して、書き込んでいただきたいと思います。あるいは参考文献を、少し意識的に入れ込んでいただきたい。親規定の枠組みが変わらない以上、なかなか難しいことも理解できますが。

【事務局】

賛成です。

【松山委員】

生物多様性じゃなく、ホントにそうですよね。ガッて言ってもいまそちらに比重が入ってきているような感じで

【事務局】

事務局の方から説明ありましたが、本編で説明しませんでした。改訂内容で資料2の一番下の方に「景観・触れ合い活動」ということで「里地里山保全活用行動計画」これは今年の7月か8月に環境省から出した案なんですけどね。これは意識して参考文献として取り入れようと考えましたが、それじゃ本編に何処に入れたのかというと具体的には入れてないんですけども、コラムが何か紹介しようかなと思ったんですけども。こういうのは意識はしてるんですけども入れ込んでませんでした。

【松山委員】

ちょっと(アセス)事案がないとね。(アセス)対象事例がないと、なかなか書くのもね。現実的なものになるのかどうか分かりませんが、大島の架橋っていうのは非常に現実的になってるんですか？

【事務局】

そうです。

【松山委員】

あれは(アセス)対象には、ゴーサインが出ることになるんですか？

【事務局】

(アセス対象案件に)ならないです。(事業計画)延長が短いです。

【松山委員】

そうなんだと思いながら、あそこの船とかから見る景観からすると非常に大きく改変になるんで。あれは多分掛からないか。

【菊地会長】

マニュアルを作って待ってるんですからね。

【松山委員】

何か本当に今回、去年の改訂の適用事例が少ないという気がしてましたね。

【斎藤(洋)委員】

でも先ほど、アセスに掛からない小規模のものを県の方に相談したとする事例が無いんでしょうかというのと、ちょうど出来上がったものとかどうですかと渡せると良いと思うんで、それをもう少し積極的にしていただくとせっかく作ったマニュアルが生きてくるんじゃないかと思えますけどね。アセスに上がってくるのは年に1

件，2件は無いですね。

【菊地会長】

ここ数年無いですね。リブレースはあるが，昔のが再度出てきて，新しい案件は無いですね。

【事務局】

いま相談に来ているのは，土地収用法に係る事業でミニアセスのような環境調査をやりなさいと国土交通省の方から指導されてますんで，それで何かないかという感じで何件か来てます。アセス案件では無いんですけど，環境調査をなささいということで。

【菊地会長】

そういう案件は年に何件か来てるんですか？

【事務局】

そうですね事業が終期に掛かる事業が土地収用法に係るに事業になりますので，年間に何件かあるんですけども

【松山委員】

どこの日本の町もまあほとんど飽和状態っていうか飽和っていうか，これ以上ね人口の増えは限界でしょ。そうするとイメージとして山形県は環境について，例えばCO2の吸収量とか年間のこういうものと，緑地面積を含めてこういうものだという定量的に把握している県ってあるんですか？例えば，それを環境保全を維持するっていうことはどうやって維持することかというですよ。そういう指標とかが必要じゃないのかなって感じがしますが，こちらを開発したら同じ面積をこちらに作るとかいうように，宮城県で持っているポテンシャル，自然環境とか具体的に捉(とら)えてる訳ではないが一つの指標になっている。そういう定量的なものを自治体で持っているところってあるんですか？

【事務局】

無いと思いますけど。

【松山委員】

そういう時期じゃないんでしょうかねという感じがするんですけどね。

【菊地会長】

宮城県は持ってる。総量規制とか。

【事務局】

二酸化炭素の発生量については、総発生量というのは持っているんですが、吸収量については、まだきちんとしたデータとしては持っていません。というのは、吸収する量が森林のただ面積でしかない。森林面積の中でもきちんと下刈りとかそういう手入れをされた森林であれば吸収するらしいんですが、そのまま育て下刈りもなされなくて30年、40年経(た)って折れている木がそのままになってるとか、折れて放置されて腐敗した木からも二酸化炭素が出ますんで、発生量と吸収量のバランスがどれくらいなのかとか、あと成長の段階でどれくらいなのかというのが、非常に難しいらしいんですね。京都議定書の中ではきちんと吸収量というのは決めたんですけど、本当に日本全体の吸収量がどうかっていうのも分からないところもある。まして地方、地方でどれくらいあるのかというのが、なかなか捉えられないというのが実状で発生量についてだけは何とか2年前のデータですけど県内のデータを公表しておりますけども、なかなか松山先生の言われますようにプラスマイナス併せてどれだけ吸収して、どれだけ発生しているのかというのは、困難な状況です。

【松山委員】

そのことと産業活動は連関してるわけですよ。そういう見方って、元々捉えるいかないと、どうも落ち着きが悪いんじゃないのかなって感じがしてたんですけど、そういう意味で一番最初、森林のグリットは1/5000か、それじゃ使い物にならないなと思ったんですけどね。

【菊地会長】

ほかに御意見ありますか。

【山本委員】

各論的なことをやってもいいですか。先ほど、環境負荷分野ではアセスを限定的にするような印象を受けて、県の考えをお聞きした訳です。それはなぜそういう印象を受けたかということ、ほかの廃棄物も温室効果ガスも工事過程でのその場所での発生および完成後明らかに排出する施設の話に限定されて、それができることによって周囲の環境がどう変化するかという問題もあります。これ(原案)を見ていると廃棄物に関しては安全性のところをきちんとやるようになっています。しかし、例えば廃棄物との発生に従って炭酸ガスがどれだけ発生するのか計算が当然できるにも拘らず、エネルギーとか、その辺のところから計算をやらなくていいみたいな印象を受けたんですね。その点はどういうふうに把握していらっしゃったのか。

【事務局】

廃棄物の処理に伴うCO2の発生ですか。

【山本委員】

建設の時もなるべくそういうものの負荷が少ないようなコンクリートを使いましょうねとか。これまでもありますよね。これを読んでも限りでは、全くそういうところは考慮しなくても、マニュアル通りやろうするとそういうところ全く苦しなしないで出せると受け取れましたので、もし答えていただけるなら。

【事務局】

廃棄物に伴うCO2の発生はCO2の方に入っておらず、事業に伴うCO2の発生だけです。

【山本委員】

そうです。そういうようなこともありますので、元々後ろの方(p106～)の資料を見ていただければ、当然分かりますけども、CO2に関してのCO2を出すスコーピングをここに是非付けてください。これ、活用する場所がないじゃないかと思ったんですけど、記載されているならその場所を教えていただきたい。かなり大ざっぱに環境負荷のあたりで環境保全措置の項目の検討の例、つまり、現実のこういうことをチェックして、記録として評価しなさい、させなさいというような事例が欠けている。先ほど、平吹先生がおっしゃったことなんですけど、このスコーピングのところに環境負荷に関する事例があれば入れていただきたい。

【事務局】

スコーピングのところですね。

【菊地会長】

いま、山本先生がおっしゃった利用(活動)による負荷の影響を明らかにすることと、廃棄物そのものから出るものということですか。

【山本委員】

そういうことですね。

【事務局】

廃棄物を処理するときにもエネルギーを使うことから、換算する原単位があればよろしいでしょうけども。

【菊地会長】

片方(廃棄物処理)が抜けてるんじゃないか。

【事務局】

そうですね。

【山本委員】

あの項目として挙げられてるか。

【事務局】

項目を挙げても実際に算定できるかどうか、できるものがあるか調べてみます。

【菊地会長】

今日、いろいろと御意見をいただきましたけれども、ほかにありますか。なお、このマニュアルの素案についてはお読みいただいて、細かい点について改訂すべきところを詰めていただきたいと思います。

この際、伺っておきたいこととかあれば……。

なお、宿題(意見等)をお願いします。それでは皆さんから出してもらうのはいつでした。

【事務局】

11月19日です。

【菊地会長】

来月の19日になります。あと3週間ほどになります。よろしくをお願いします。2回目をどうするかというのは、このあとの話なんですか。

【事務局】

今日の御意見をいただいた内容で相当変わるのであれば、もう1回集まっていただいて審議していただくんですが、内容がほぼいまの状態と変わらない場合は案を確認していただく程度あれば、集まっていただかないで、確認だけしていただくということにさせていただければと思います。

【菊地会長】

議論ができるかどうかというのは回答を見てから判断するということですか。

【事務局】

そういうふうしたいと思います。

【菊地会長】

何か御意見なければ、今日の議事、大体この辺で終わりにしたいと思いますが。

【事務局】

お願いなのですが、広い分野なんで資料をいろいろ集めたんですが、たくさん抜けがあると思うんです。先生方の専門的な立場で資料・文献というのは、こんなものがありますよというような、是非、文献名と出版くらいでよろしいので教えていただくと、このマニュアルに文献として入れたいと思いますのでよろしくお願いします。調べれば調べるほど、出てくるんです。特に景観に関する本は山ほどあるんですね。できるだけ入れられるものは入れるようしますので、よろしくお願いします。

【菊地会長】

それでは、これで議事にて終了させていただきます。あと事務局の方から何かありますか。

【事務局】

いま菊地先生から言われました資料6のFAX送付票で意見等あれば、お願いしますということと、この用紙じゃなく、メールでそのまま送信していただいても構いませんので、是非、意見をいただければと思います。

もう一つは、開催の件なんですが、再度内容の検討した上で開催の方を検討して決まりましたら、御連絡差し上げます。以上になります。

【菊地会長】

それでは、議長役はこれで終わります。

4 閉 会 【丸子技術副参事兼技術補佐(総括担当)】(略)

【出席者】

部会委員

菊地 立会長（部会長）

斎藤洋子委員

平吹喜彦委員

松山正將委員

山本玲子委員

事務局

氏家環境対策課長

丸子技術副参事兼技術補佐（総括担当）

小野主任主査

佐藤技術主査

（業務受託者）

復建技術コンサルタント（株） 橋本正志氏，池澤紀幸氏

報道機関・傍聴者

報道機関 1名